

写

令和 7 年 8 月 21 日

広島県環境審議会生活環境部会長 様

広島県環境審議会
会長 西 嶋 渉

広島県環境審議会への諮問事項の付議について（依頼）

このことについて、別紙のとおり広島県知事から当審議会へ諮問がありました。
ついては、広島県環境審議会運営要綱第 3 条の規定により、貴部会に次の案件を付議します。

（審議事項）

公共用水域等の水質測定計画に係る地下水汚染観測地点の廃止（案）について